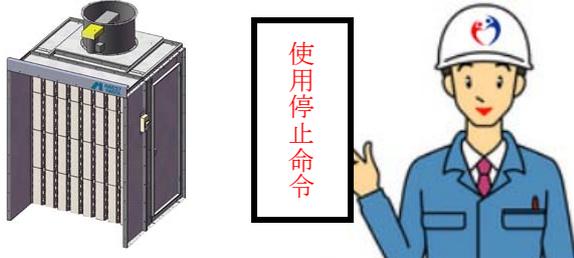


## 指導事例：使用停止命令を受けた塗装室の改善指導

<h3>1. 経緯</h3> <p>2011年4月、A社は労働基準監督署から塗装室の<b>使用停止命令</b>を受けました。使用停止命令を受けるきっかけとなった災害は、洗浄・塗装を行う社員が有機溶剤中毒で病院に行ったのです。その後、労働基準監督署の立ち入り調査を受け、トルエンでの洗浄作業およびその後の乾燥、さらに塗料吹き付け後の乾燥について局所排気装置が無いという理由でした。塗装室にある洗浄作業場、乾燥場所、塗装ブースを含めて、塗装室自体の使用停止命令を受けました。</p>  <p>A社は塗装ブースを設置した業者と対応策を検討しましたが、対応策が立てられず、私に連絡がありました。</p>	<h3>4. 新たな改善策</h3> <p>排気ファンの入手ができないなら、排気ファンを使わずに、使用停止命令を解除できる方法はないか検討しました。</p> <p>トルエンの使用をやめて、非有機溶剤による洗浄も検討しましたが、品質上、問題が残ります。もし、それをクリアしたとしても、塗装後の乾燥エリアの問題は解決できません。</p> <p>そこで、塗装ブースに設置している排気ファン1台で、洗浄も塗装も乾燥もできる設備への改造を検討しました。そんなマルチな塗装ブースができるのか？最初は理解いただけませんでした。</p> <p>図面を書いただけでは、A社にも施工会社にも納得いただけなかったので、模型を作り、洗浄作業、塗装作業、乾燥エリアを複合した囲い式の局所排気装置の提案を行いました。</p> <p>88条の設置届は30日前ということですが、事業継続上、早期の操業開始が求められるので、特別に許可をいただき、材料手配・施工まで2週間で完成し、労働基準監督署から使用停止解除をいただき、無事に生産を再開できました。</p>
<h3>2. 初回の検討会</h3> <p>対策としては、洗浄後の乾燥場所および塗装後の乾燥場所に局所排気装置を設置すれば良いので、局所排気装置を設置するため、洗浄作業場と乾燥エリアのレイアウトを検討し、その空間を囲い込むようなブース型局所排気装置の提案をし、局所排気装置の設計図面を作成し、施工業者に提示し、工事が終われば、コンサルティングは終了するはずでした。</p>	<h3>5. 施工を終えて</h3> <p>どのような囲い式局所排気装置ができたかは、伏せさせていただきますが、使用停止命令を解除でき、現状の排気ファンを利用した設備なので、施工金額も大幅に削減でき、排気ファンの入手まで3か月以上かかるといわれていたものを2週間で解決でき、納入先の信頼を失うこともありませんでした。もちろん、A社様には好評でした。また、最初の計画では排気ファンを追加するので、空調ロスも低減することができました。</p> <p>排気ファンの入手でできないと聞いた時は、本当に困りましたが、無事に終わり、安心しました。</p> <p style="text-align: right;">以上 2013.9.4</p>
<h3>3. ブース型局所排気装置が作れない</h3> <p>コンサルティングは終わったと思っていたところに、思わぬ電話がありました。</p> <p>施工業者から、指定された排気ファンの入手ができないというのです。</p> <p>2011年4月のことです。東日本大震災の影響により、送風機の生産が止まり、入手の目途が立ちません。このままでは、使用停止が長期にわたり、注文主からの信頼を失い、A社は大打撃を受けます。</p>	<p>中川 潔 CSP 労働安全コンサルタント（機械） CIH 労働衛生コンサルタント（衛生工学）</p>